

平成26年 道央廃棄物処理組合議会

第1回臨時会会議録

平成26年4月11日 開会

平成26年4月11日 閉会

平成 26 年 第 1 回臨時会

目 次

1	第 1 回臨時会付議事件及び結果表	4
2	第 1 回臨時会議事日程及び会議に付した事件	7
3	第 1 回臨時会に出席した議員	8
4	第 1 回臨時会に欠席した議員	8
5	第 1 回臨時会に説明のため出席した者	8
6	第 1 回臨時会に職務のため出席した者	8
7	第 1 回臨時会道央廃棄物処理組合議会会議録	9
第 1 日目（平成 26 年 4 月 11 日）		
日程第 1	仮議席の指定について	9
◎	管理者挨拶	10
◎	議員自己紹介	10
◎	副管理者及び事務局自己紹介	11
◎	日程第 2 議長の選挙	12
◎	議長当選告知及び承諾挨拶	13
◎	日程第 3 副議長の選挙	13
◎	副議長当選告知及び承諾挨拶	14
◎	日程第 4 議席の指定について	15
◎	日程第 5 会議録署名議員の指名	15
◎	日程第 6 会期の決定について	15
◎	日程第 7	15
発議第 1 号	道央廃棄物処理組合議会会議規則の制定について	
発議第 2 号	道央廃棄物処理組合議会傍聴規則の制定について	
発議第 3 号	道央廃棄物処理組合議会の所管に係る情報公開条例施行規則の制定について	
発議第 4 号	道央廃棄物処理組合管理者の専決処分事項の指定について	
◎	日程第 8	16
報告第 1 号	専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合公告式条例）	
報告第 2 号	専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合の休日をも定める条例）	

- 報告第 3号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合の管理者及び副管理者の給与及び旅費に関する条例）
- 報告第 4号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合職員等の旅費に関する条例）
- 報告第 5号 専決処分の報告について（平成 25 年度道央廃棄物処理組合一般会計予算）
- 報告第 6号 専決処分の報告について（指定金融機関の指定）
- 報告第 7号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合事務局設置条例）
- 報告第 8号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合職員定数条例）
- 報告第 9号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合職員の分限及び懲戒に関する条例）
- 報告第 10号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）
- 報告第 11号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）
- 報告第 12号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合職員の育児休業等に関する条例）
- 報告第 13号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合職員の給与に関する条例）
- 報告第 14号 専決処分の報告について（平成 26 年度道央廃棄物処理組合一般会計暫定予算）

◎日程第 9 18

- 議案第 1号 道央廃棄物処理組合議会定例会条例の制定について
- 議案第 2号 道央廃棄物処理組合情報公開条例の制定について
- 議案第 3号 道央廃棄物処理組合公平委員会設置条例の制定について
- 議案第 4号 道央廃棄物処理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 議案第 5号 道央廃棄物処理組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 6号 道央廃棄物処理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 7号 道央廃棄物処理組合証人等に対する実費弁償に関する条例の制定について
- 議案第 8号 道央廃棄物処理組合財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の制

	定について	
議案第 9 号	道央廃棄物処理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について	
議案第 10 号	道央廃棄物処理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	
議案第 11 号	道央廃棄物処理組合財産条例の制定について	
◎日程第 10	20
議案第 12 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合への加入について	
議案第 13 号	北海道市町村総合事務組合への加入について	
◎日程第 11	21
議案第 14 号	平成 26 年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について	
◎日程第 12	22
議案第 15 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	
議案第 16 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	
◎監査委員に選任同意した者からの挨拶	24
◎日程第 13	24
議案第 17 号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
議案第 18 号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
議案第 19 号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
◎公平委員会委員に選任同意した者からの挨拶	25

1 第1回臨時会付議事件及び結果表

平成 26 年 4 月 11 日 (金) 開会 会 期 1 日間
 平成 26 年 4 月 11 日 (金) 閉会 会議開催日数 1 日間

事件 番号	件 名	提出者	議決年月日
			議決結果
発議 第 1 号	道央廃棄物処理組合議会会議規則の制定について	議員	H26. 4. 11
			原案可決
発議 第 2 号	道央廃棄物処理組合議会傍聴規則の制定について	議員	H26. 4. 11
			原案可決
発議 第 3 号	道央廃棄物処理組合議会の所管に係る情報公開条例 施行規則の制定について	議員	H26. 4. 11
			原案可決
発議 第 4 号	道央廃棄物処理組合管理者の専決処分事項の指定に ついて	議員	H26. 4. 11
			原案可決
報告 第 1 号	専決処分の報告について (道央廃棄物処理組合公告式 条例)	管理者	H26. 4. 11
			承認
報告 第 2 号	専決処分の報告について (道央廃棄物処理組合の休日 を定める条例)	管理者	H26. 4. 11
			承認
報告 第 3 号	専決処分の報告について (道央廃棄物処理組合の管理 者及び副管理者の給与及び旅費に関する条例)	管理者	H26. 4. 11
			承認
報告 第 4 号	専決処分の報告について (道央廃棄物処理組合職員等 の旅費に関する条例)	管理者	H26. 4. 11
			承認
報告 第 5 号	専決処分の報告について (平成 25 年度道央廃棄物処 理組合一般会計予算)	管理者	H26. 4. 11
			承認
報告 第 6 号	専決処分の報告について (指定金融機関の指定)	管理者	H26. 4. 11
			承認
報告 第 7 号	専決処分の報告について (道央廃棄物処理組合事務局 設置条例)	管理者	H26. 4. 11
			承認
報告 第 8 号	専決処分の報告について (道央廃棄物処理組合職員定 数条例)	管理者	H26. 4. 11
			承認
報告 第 9 号	専決処分の報告について (道央廃棄物処理組合職員の 分限及び懲戒に関する条例)	管理者	H26. 4. 11
			承認
報告 第 10 号	専決処分の報告について (道央廃棄物処理組合職員 の職務に専念する義務の特例に関する条例)	管理者	H26. 4. 11
			承認

事件 番号	件 名	提出者	議決年月日
			議決結果
報告 第 11 号	専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）	管理者	H26. 4. 11 承認
報告 第 12 号	専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合職員の育児休業等に関する条例）	管理者	H26. 4. 11 承認
報告 第 13 号	専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合職員の給与に関する条例）	管理者	H26. 4. 11 承認
報告 第 14 号	専決処分の報告について（平成 26 年度道央廃棄物処理組合一般会計暫定予算）	管理者	H26. 4. 11 承認
議案 第 1 号	道央廃棄物処理組合議会定例会条例の制定について	管理者	H26. 4. 11 原案可決
議案 第 2 号	道央廃棄物処理組合情報公開条例の制定について	管理者	H26. 4. 11 原案可決
議案 第 3 号	道央廃棄物処理組合公平委員会設置条例の制定について	管理者	H26. 4. 11 原案可決
議案 第 4 号	道央廃棄物処理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	管理者	H26. 4. 11 原案可決
議案 第 5 号	道央廃棄物処理組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について	管理者	H26. 4. 11 原案可決
議案 第 6 号	道央廃棄物処理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について	管理者	H26. 4. 11 原案可決
議案 第 7 号	道央廃棄物処理組合証人等に対する実費弁償に関する条例の制定について	管理者	H26. 4. 11 原案可決
議案 第 8 号	道央廃棄物処理組合財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の制定について	管理者	H26. 4. 11 原案可決
議案 第 9 号	道央廃棄物処理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について	管理者	H26. 4. 11 原案可決
議案 第 10 号	道央廃棄物処理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	管理者	H26. 4. 11 原案可決
議案 第 11 号	道央廃棄物処理組合財産条例の制定について	管理者	H26. 4. 11 原案可決
議案 第 12 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合への加入について	管理者	H26. 4. 11 原案可決

事件 番号	件 名	提出者	議決年月日
			議決結果
議案 第 13 号	北海道市町村総合事務組合への加入について	管理者	H26. 4. 11
			原案可決
議案 第 14 号	平成 26 年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について	管理者	H26. 4. 11
			原案可決
議案 第 15 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	管理者	H26. 4. 11
			同意
議案 第 16 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	管理者	H26. 4. 11
			同意
議案 第 17 号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	管理者	H26. 4. 11
			同意
議案 第 18 号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	管理者	H26. 4. 11
			同意
議案 第 19 号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	管理者	H26. 4. 11
			同意
	議長の選挙		H26. 4. 11
			当選
	副議長の選挙		H26. 4. 11
			当選
	議席の指定について		H26. 4. 11
			指定

2 第1回臨時会議事日程及び会議に付した事件

月 日	議事 日程	会議に付した事件（○印）	
		提案番号	件 名
4. 11	1	○	仮議席の指定について
	2	○	議長の選挙
	3	○	副議長の選
	4	○	議席の指定について
	5	○	会議録署名議員の指名
	6	○	会期の決定について
	7	○	発議第1号から第4号まで
	8	○	報告第1号から第14号まで
	9	○	議案第1号から第11号まで
	10	○	議案第12号及び第13号
	11	○	議案第14号 平成26年度道央廃棄物処理組合一般会計予算につ いて
	12	○	議案第15号及び第16号
	13	○	議案第17号から第19号まで

3 第1回臨時会に出席した議員

1 番	田 中	哲	2 番	田 口	博
3 番	松 倉	美 加	4 番	中 野	募
5 番	鈴 木	陽 一	6 番	中 川	昌 憲
7 番	側 瀬	敏 彦	8 番	志賀浦	学
9 番	佐 藤	英 司	10 番	井 村	勇 夫
11 番	久 保	和 英	12 番	駒 谷	広 栄
13 番	高 秀	政 博			

4 第1回臨時会に欠席した議員

なし

5 第1回臨時会に説明のため出席した者

管 理 者	山 口	幸太郎	副 管 理 者	上 野	正 三
副 管 理 者	三 好	富士夫	副 管 理 者	竹 田	光 雄
副 管 理 者	戸 川	雅 光			
事 務 局 長	國 分	守	事 務 局 次 長	林	充
事務局企画課長	伊 藤	樹 美	事務局施設課長	武 内	洋 之
事務局企画課企画係長	小 川	大 輔			

6 第1回臨時会に職務のため出席した者

事務局総務課長	川 合	隆 典	事務局総務課総務係長	石 田	巧
---------	-----	-----	------------	-----	---

平成 26 年 第 1 回臨時会

平成 26 年第 1 回臨時会

道央廃棄物処理組合議会会議録

第 1 日目（平成 26 年 4 月 11 日）

（午後 3 時 00 分開会）

◎臨時議長の指名

○**國分事務局長** 皆様、大変ご多用のところお集りいただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議の開会に先立ちまして、若干時間をいただきましてご説明を申し上げます。

ただ今から道央廃棄物処理組合議会が開会されるわけでございますが、本日は初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 292 条において準用する同法第 107 条の規定により、年長議員が臨時議長の職務を行うこととなります。

本日出席議員中、田中哲議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

田中議員、どうぞ議長席へお越しくくださいますようお願い申し上げます。

○**田中臨時議長** ただ今ご紹介いただきました、千歳市の田中でございます。どうぞよろしくお願いたします。

年長のゆえをもって、議長が決定するまでの間、私が臨時に議長の職務を務めさせていただきますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは座らせていただきます。

◎開会宣言

○**田中臨時議長** ただ今より、本日をもって招集されました、平成 26 年道央廃棄物処理組合議会第 1 回臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員は、13 名全員であります。

出席議員が定数に達しておりますので、平成 26 年道央廃棄物処理組合議会第 1 回臨時会は成立いたしました。

よって、これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 仮議席の指定について

○**田中臨時議長** 日程第 1、仮議席の指定についてを議題といたします。

仮議席につきましては、ただ今ご着席の議席といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中臨時議長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって仮議席につきましては、ただ今ご着席の議席と決定いたしました。

それではここで、組合管理者の山口千歳市長からご挨拶をいただきます。どうぞ。

◎管理者挨拶

○山口管理者 道央廃棄物処理組合の管理者の千歳市長山口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

臨時議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

組合議会議員の皆様には、年度当初の大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本組合の設立につきましては、昨年12月、関係市町議会の定例会において設立についての議決をいただき、その後の設立申請を経まして、本年2月18日付で北海道知事から設立許可を受けたところでございます。

本組合が共同処理する事務は、廃棄物焼却施設の設置、管理及び運営であります。平成36年度の施設稼働を目標として、本年度は、ごみ処理基本方針・基本計画の策定と施設建設候補用地の選定作業などに着手してまいります。

本日は初めての組合議会でございます。この後、本組合の運営に必要となります。関係条例、予算、人事等の各案件につきましてご審議いただくこととなっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

開会にあたりまして、極めて簡単ですが一言申し上げてご挨拶にしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

◎議員自己紹介

○田中臨時議長 ありがとうございます。

次に出席議員の皆さんに、自己紹介をお願いいたします。高秀議員から順番をお願いいたします。

○高秀議員 千歳市議会議長の高秀でございます。よろしくお願ひをいたします。

○田口議員 千歳市議会副議長をさせていただいております田口と申します。どうかよろしくお願ひいたします。

○松倉議員 千歳市議会の松倉と申します。よろしくお願ひいたします。

- 中野議員 北広島市議会副議長の中野でございます。よろしくお願いいたします。
- 鈴木議員 北広島市議会の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。
- 中川議員 北広島市議会議長の中川でございます。よろしくお願いいたします。
- 側瀬議員 南幌町議会議長を務めています側瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 志賀浦議員 南幌町議会の志賀浦と申します。よろしくお願いいたします。
- 佐藤議員 こんにちは。由仁町議会の佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 井村議員 由仁町議会議長の井村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 久保議員 長沼町議員の久保です。よろしくお願いいたします。
- 駒谷議員 長沼町議会議長の駒谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

◎副管理者及び事務局自己紹介

- 田中臨時議長 それでは次に、副管理者並びに組合事務局に自己紹介をお願いいたします。
- 上野副管理者 副管理者の北広島市長の上野正三でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 三好副管理者 同じく副管理者の南幌町長の三好でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 竹田副管理者 同じく副管理者の由仁町長の竹田でございます。よろしくお願いいたします。
- 戸川副管理者 同じく副管理者の長沼町長の戸川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 國分事務局長 組合事務局長の國分でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 林事務局次長 事務局次長の林でございます。よろしくお願いいたします。

○伊藤事務局企画課長 事務局企画課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○武内事務局施設課長 事務局施設課長の武内でございます。よろしくお願いいたします。

○小川事務局企画課企画係長 事務局企画課企画係長の小川と申します。よろしくお願いいたします。

○川合事務局総務課長 事務局総務課長の川合と申します。よろしくお願いいたします。

○石田事務局総務課総務係長 事務局総務課総務係長の石田と申します。よろしくお願いいたします。

○田中臨時議長 ありがとうございます。以上で自己紹介を終わります。

◎日程第2 議長の選挙

○田中臨時議長 日程第2、道央廃棄物処理組合議会議長の選挙を議題といたします。事務局からの説明をいただきます。

國分事務局長

○國分事務局長 本日配布させていただきました選挙第1号の議案をお開き願います。

議案提出者の道央廃棄物処理組合議会臨時議長として、田中哲と加筆し、道央廃棄物処理組合議会議長の選挙をお願いいたします。以上でございます。

○田中臨時議長 お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第292条において準用します同法第118条第2項の規定に基づいて、指名推薦によることといたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

○田中臨時議長 お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

道央廃棄物処理組合議会議長に、高秀政博議員を指名いたします。

○田中臨時議長 お諮りいたします。

臨時議長において指名いたしました、高秀政博議員を道央廃棄物処理組合議会議長選挙の当選人と決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長当選告知及び承諾挨拶

○田中臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、高秀政博議員が道央廃棄物処理組合議会議長に当選されました。当選されました高秀政博議員が議場におられますので、本席より当選の告知をいたします。

高秀政博議員に議長当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

○高秀議長 ただ今、議長に推挙いただきました高秀でございます。

この初めての広域で廃棄物の処理にあたるという、極めて大事な議会だと思っております。

焼却施設の建設、あるいはこういったことは、地域の環境に重大な影響を及ぼす事項でございますので、皆さんとともに、色々な議案について慎重に審議をしてよい方向にもっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

簡単ですが挨拶とさせていただきます。

○田中臨時議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終わらせていただきます。皆様のご協力大変ありがとうございました。新議長に交代いたします。

暫時休憩いたします。

(午後 3 時 14 分休憩)

(午後 3 時 15 分再開)

○高秀議長 再開いたします。

◎日程第 3 副議長の選挙

○高秀議長 日程第 3、副議長の選挙を議題といたします。事務局長から説明させます。

國分事務局長

○**國分事務局長** 本日配布させていただきました、選挙第2号の議案をお開き願います。

議長が決定したことに伴いまして、議案提出者の道央廃棄物処理組合議会議長として高秀政博と加筆し、道央廃棄物処理組合議会議副議長の選挙をお願いいたします。以上でございます。

○**高秀議長** お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定に基づき、指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高秀議長** ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定をいたしました。

○**高秀議長** お諮りいたします。

指名は議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高秀議長** ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

道央廃棄物処理組合議会議副議長に、中川昌憲議員を指名いたします。

○**高秀議長** お諮りいたします。

ただ今議長において指名いたしました、中川昌憲議員を道央廃棄物処理組合議会議副議長選挙の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎**副議長当選告知及び承諾挨拶**

○**高秀議長** ご異議なしと認めます。

よって、中川昌憲議員が道央廃棄物処理組合議会議副議長に当選されました。

副議長に当選されました中川昌憲議員が議場におられますので、本席より当選の告知をいたします。

中川昌憲議員に副議長当選承諾の挨拶をお願いいたします。

○**中川副議長** ただ今、皆様に副議長の選出していただきました、北広島市議会の中川でございます。

2市3町の広域のごみ処理ということで、大変大事な案件でございます。皆さんとともに、こ

れをしっかりと進めていきたいと思っております。

また、高秀議長をお支えして進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。ありがとうございました。

◎日程第4 議席の指定について

○高秀議長 日程第4、議席の指定についてを議題といたします。
議会議席表を配布させます。

○高秀議長 議席につきましては、ただ今ご着席のとおり、議席を指定いたしたいと思っております。
なお、番号については議会議席表の番号に読み替え願います。
これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 ご異議なしと認めます。
よって、議席につきましてはただ今ご着席の議席と決定いたしました。

◎日程第5 会議録署名議員の指名

○高秀議長 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、2番 田口博議員、7番 側瀬敏彦議員を指名いたします。

◎日程第6 会期の決定について

○高秀議長 日程第6、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
この臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

◎日程第7 発議第1号から発議第4号

○高秀議長 日程第7、発議第1号道央廃棄物処理組合議会会議規則の制定についてから発議第4号道央廃棄物処理組合管理者の専決処分事項の指定についての4件を議題とします。
お諮りいたします。
この4件は議員発議でありますので、説明、質疑、討論を省略して、一括してただちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 ご異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決いたします。この4件の発議は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号から発議第4号につきましては決定されました。

◎日程第8 報告第1号から報告第14号

○高秀議長 日程第8、報告第1号から報告第14号までの専決処分の報告について14件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

國分事務局長

○國分事務局長 報告第1号から報告第14号までを一括してご説明申し上げます。

報告第1号から報告第14号につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、管理者が専決処分を行った条例、予算等がございます。同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。条例、予算等につきましては、組合の設立、運営に当たり急を要するため専決処分を行ったところでございます。以下、専決処分を行った案件につきまして説明を申し上げます。

なお、専決処分の日付は、報告第1号から報告第6号までは、組合設立日の平成26年2月18日、報告第7号から報告第14号につきましては平成26年4月1日付けでございます。

報告第1号につきましては、本組合の設立に伴い、地方自治法第292条において準用する同法第16条第4項及び第5項の規定に基づき、組合の公告式に関する条例を制定する必要が生じましたが、関係市町の議会で組合議員選挙が行われておらず、議会が成立していなかったため、専決処分を行ったものでございます。

報告第2号につきましては、本組合の設立に伴い、道央廃棄物処理組合の休日を定める条例を制定する必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

報告第3号につきましては、本組合の設立に伴い、道央廃棄物処理組合の管理者及び副管理者の給与及び旅費に関する条例を制定する必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

報告第4号につきましては、本組合の設立に伴い、道央廃棄物処理組合職員等の旅費に関する条例を制定する必要が生じたため、専決処分を行ったものでございます。

報告第5号につきましては、本組合の設立に伴い、平成25年度道央廃棄物処理組合一般会計予算を定める必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

報告第6号につきましては、本組合の設立に伴い、地方自治法第292条において準用する同法

第 235 条第 2 項及び同法施行令第 168 条第 2 項の規定に基づき、組合の公金の収納又は支払いの事務を取り扱う金融機関を定める必要が生じたため、株式会社北海道銀行を指定金融機関とする専決処分を行ったものであります。

報告第 7 号につきましては、本組合に事務局を設置するため、地方自治法第 292 条において準用する同法第 158 条第 1 項の規定に基づき、道央廃棄物処理組合事務局設置条例を制定する必要が生じましたが、関係市町議会での組合議員選挙から間がなく議会を招集する暇がなかったため、専決処分を行ったものであります。

報告第 8 号につきましては、本組合事務局等の設置に伴い、地方自治法第 292 条において準用する同法第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 200 条第 6 項及び地方公務員法第 12 条第 9 項の規定に基づき、道央廃棄物処理組合職員定数条例を制定する必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

報告第 9 号につきましては、本組合事務局等の設置に伴い、地方公務員法第 28 条第 3 項及び第 4 項並びに第 29 条第 4 項の規定に基づき、道央廃棄物処理組合職員の分限及び懲戒に関する条例を制定する必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

報告第 10 号につきましては、本組合事務局等の設置に伴い、地方公務員法第 35 条の規定に基づき、道央廃棄物処理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定する必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

報告第 11 号につきましては、本組合事務局等の設置に伴い、地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づき、道央廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例を制定する必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

報告第 12 号につきましては、本組合事務局等の設置に伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、道央廃棄物処理組合職員の育児休業等に関する条例を制定する必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

報告第 13 号につきましては、本組合事務局等の設置に伴い、地方公務員法の規定に基づき、道央廃棄物処理組合職員の給与に関する条例を制定する必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

報告第 14 号につきましては、本組合の運営のため、当臨時会で平成 26 年度道央廃棄物処理組合一般会計予算が可決されるまで、平成 26 年度道央廃棄物処理組合一般会計暫定予算を定める必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

以上、14 件についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○高秀議長 ただ今から、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 特にご発言がなければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

報告第1号から報告第14号までを一括して採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

報告第1号から報告第14号の専決処分については、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第14号までは承認することに決定いたしました。

◎日程第9 議案第1号から議案第11号

○高秀議長 日程第9、議案第1号道央廃棄物処理組合議会定例会条例の制定についてから議案第11号道央廃棄物処理組合財産条例の制定についてまでの11件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

國分事務局長

○國分事務局長 議案第1号道央廃棄物処理組合議会定例会条例の制定につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第102条第2項の規定により、組合議会定例会の回数を定めるため本条例を制定するものであります。

次に、議案第2号道央廃棄物処理組合情報公開条例の制定につきましては、本組合の情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、開かれた行政運営の発展に寄与するために、本条例を制定するものであります。

次に、議案第3号道央廃棄物処理組合公平委員会設置条例の制定につきましては、地方公務員法第7条第3項の規定により、本組合に公平委員会を設置するために、本条例を制定するものであります。

次に、議案第4号道央廃棄物処理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定につきましては、地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政の状況の公表に関し必要な事項を定めるために、本条例を制定するものであります。

次に、議案第5号道央廃棄物処理組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の制定につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 203 条の 2 の規定により、特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるために、本条例を制定するものであります。

次に、議案第 6 号道央廃棄物処理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 203 条の規定により、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるために、本条例を制定するものであります。

次に、議案第 7 号道央廃棄物処理組合証人等に対する実費弁償に関する条例の制定につきましては、地方自治法その他の法令により出頭した証人、関係人等に対して支給する実費弁償に関し必要な事項を定めるために、本条例を制定するものであります。

次に、議案第 8 号道央廃棄物処理組合財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の制定につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 243 条の 3 第 1 項の規定により、財政事情説明書の作成及び公表に関し必要な事項を定めるために、本条例を制定するものであります。

次に、議案第 9 号道央廃棄物処理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付すべき契約等に関し必要な事項を定めるために、本条例を制定するものであります。

次に、議案第 10 号道央廃棄物処理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定につきましては、地方自治法第 292 条において準用する地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定により、長期継続契約を締結することができる契約を定めるために、本条例を制定するものであります。

次に、議案第 11 号道央廃棄物処理組合財産条例の制定につきましては、組合における財産の取得、管理及び処分に関し必要な事項を定めるために、本条例を制定するものであります。

以上、議案第 1 号から議案第 11 号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○高秀議長 ただ今から質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 1 号から議案第 11 号までを一括して採決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

この11件の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第11号までは、原案のとおり決定いたしました。

◎日程第10 議案第12号及び議案第13号

○高秀議長 日程第10、議案第12号北海道町村議会議員公務災害補償等組合への加入について及び議案第13号北海道市町村総合事務組合への加入についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

事務局長

○國分事務局長 議案第12号北海道町村議会議員公務災害補償等組合への加入につきましては、組合町村等の議会の議員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理するため、北海道町村議会議員公務災害補償等組合に加入するものであります。

議案第13号道北海道市町村総合事務組合への加入につきましては、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理するために、北海道市町村総合事務組合に加入するものであります。

以上、議案第12号及び議案第13号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○高秀議長 ただ今から質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第12号及び議案第13号を一括して採決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

この2件の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び議案第13号は、原案のとおり決定いたしました。

◎日程第11 議案第14号平成26年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について

○高秀議長 日程第11、議案第14号平成26年度道央廃棄物処理組合一般会計予算についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

事務局長

○國分事務局長 議案第14号平成26年度道央廃棄物処理組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

別冊の平成26年度一般会計予算書及び予算説明書の5ページをご覧ください。

歳入から申し上げます。市町負担金につきましては26,111千円となっております。繰越金につきましては1千円を計上しております。関係市町の内訳は記載のとおりでございます。

次に、歳出についてであります。6ページをご覧ください。

議会費は議員報酬、議員公務災害補償等組合負担金、費用弁償として673千円、一般管理費は、賃金、需用費、使用料等として7,589千円であります。7ページであります。公平委員会費は52千円、監査委員費は354千円としております。次に8ページであります。廃棄物焼却処理経費はごみ処理広域化基本計画策定業務委託料及び焼却施設建設候補地選定業務委託料として17,442千円としております。予備費は1千円を計上しております。

以上、簡単ですがよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○高秀議長 ただ今から質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 討論なしと認めます。

議案第14号について採決いたします。

お諮りいたします。

この議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり決定いたしました。

◎日程第12 議案第15号及び議案第16号

○高秀議長 日程第12、議案第15号監査委員の選任同意ついてを議題といたします。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 117 条の規定により、側瀬敏彦議員の暫時除斥を求めます。

側瀬議員は退席をお願いいたします。

○高秀議長 提出者の説明を求めます。

山口管理者

○山口管理者 議案第 15 号監査委員の選任についてご説明申し上げます。

道央廃棄物処理組合規約第12条第2項の規定において、監査委員は管理者が議会の同意を得て、組合の財務管理、事業の経営管理、その他組合運営に関し、優れた識見を有する者及び組合議員のうちから、それぞれ1名選任することとなっております。

このため、組合議員からは側瀬敏彦議員を監査委員に選任したく、同意を求めるものであります。

また、側瀬敏彦議員の住所等につきましてはお手元の議案書のとおりであります。

よろしくご審議、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○高秀議長 ただ今から質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 討論なしと認めます。

議案第15号について採決いたします。

お諮りいたします。

監査委員の選任については、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○高秀議長 側瀬議員の除斥を解きます。

暫時休憩します。

(午後 3 時 41 分休憩)

(午後 3 時 42 分再開)

○高秀議長 再開いたします。

日程第12、議案第16号監査委員の選任同意ついてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山口管理者

○山口管理者 議案第 16 号、監査委員の選任についてご説明申し上げます。

道央廃棄物組合規約第 12 条第 2 項の規定において、監査委員は管理者が議会の同意を得て組合の財務管理、事業の経営管理、その他組合運営に関し優れた識見を有する者及び組合議員のうちから、それぞれ 1 名選任することになっております。

このため、識見を有する者からは、石井潤一郎さんを監査委員に選任したく、同意を求めらるものであります。

また、石井潤一郎さんの住所等につきましてはお手元の議案書のとおりであります。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○高秀議長 ただ今から質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 討論なしと認めます。

議案第16号について採決いたします。

お諮りいたします。

監査委員の選任については、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎監査委員に選任同意した者からの挨拶

○高秀議長 ここで選任同意されました、お2人からご挨拶をお願いします。はじめに、側瀬議員、お願いします。

○側瀬議員 ただ今皆様から選任されました南幌町議会の側瀬と申します。

監査委員として相応しいかというところもございしますが、しっかりと、この組合のために監査していきたい、このように思っている次第でありますので、よろしくお願いを申しあげてご挨拶に代えさせていただきます。

○高秀議長 次に、石井潤一郎様お願いいたします。

○石井潤一郎氏 ただ今ご紹介をいただきました、石井でございます。

選任同意をしていただきありがとうございます。これからこの当組合の監査に、この組合の発展に微力ではありますが務めさせていただきますと思います。

よろしくお願いいたします。

◎日程第13 議案第17号から議案第19号

○高秀議長 日程第13、議案第17号から第19号、公平委員会委員の選任の同意ついてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

山口管理者

○山口管理者 議案第17号から議案第19号の道央廃棄物処理組合公平委員会委員の選任についてご提案申し上げます。地方公務員法第9条の2第2項において、公平委員会委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任するとなっております。

議案第17号におきまして、川瀬正明さん、議案第18号におきまして、橘 功記さん、議案第19号におきまして、古川大之さんの3人を公平委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるところであります。

3人の方々の住所等につきましてはお手元の議案書のとおりであります。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○高秀議長 ただ今から「質疑」を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第17号から議案第19号までを一括して採決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第17号から議案第19号までについては、これに同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高秀議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第19号までについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎公平委員会委員に選任同意した者からの挨拶

○高秀議長 ここで選任同意されました、ご3方からご挨拶をお願いします。はじめに川瀬正明様お願いいたします。

○川瀬正明氏 千歳市公平委員、千歳科学技術大学におります川瀬正明と申します。よろしくお願ひいたします。

○高秀議長 次に、橘 功記様お願いいたします。

○橘功記氏 北広島市から参りました、弁護士の橘でございます。よろしくお願ひいたします。

○高秀議長 次に、古川大之様お願いいたします。

○古川大之氏 長沼町から参りました、公平委員の古川大之と申します。よろしくお願ひいたします。

◎閉会宣言

○高秀議長 以上をもちまして、この臨時会に付議されました案件は、全て審議を終了いたしました。

これをもちまして、道央廃棄物処理組合議会第1回臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

(15時50分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長 田中 哲

議長 高秀 政博

署名議員(2番) 田口 博

署名議員(7番) 側瀬 敏彦